

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和6年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
神奈川県	神奈川中央交通(株)	(1) 橋本小沢・田名バスターミナル線	2,589.5	
	神奈川中央交通(株)	(2) 鳥居原ふれあいの館橋本線	16,476.5	
	神奈川中央交通(株)	(3) 三ヶ木橋本線	13,859.0	
	小計		32,925.0	
	富士急湘南バス(株)	(4) 新松田駅～西丹沢ビ ジターセンター	7,532.5	
	富士急湘南バス(株)	(5) 新松田駅～小田原駅 (第一生命・西大友経 由)	1,070.0	
	富士急湘南バス(株)	(6) 新松田駅～小田原駅 (下曽我駅経由)	2,423.0	
	小計		11,025.5	
	神奈川中央交通(株) 相鉄バス(株)	(7) 海老名駅寒川駅線	6,002.5	
	小計		6,002.5	
合 計			49,953.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
神奈川県	神奈川中央交通(株)	(1) 橋本小沢線	2,589.5	
	神奈川中央交通(株)	(2) 鳥居原ふれあいの館橋本線	16,476.5	
	神奈川中央交通(株)	(3) 三ヶ木橋本線	13,859.0	
	小計	令和7年度については、令和6年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略		
	富士急湘南バス(株)			
	富士急湘南バス(株)			
	富士急湘南バス(株)			(6) (下曽我経由)
	小計		11,025.5	
	神奈川中央交通(株) 相鉄バス(株)	令和7年度については、令和6年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がない		
	小計			
合 計			49,953.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」に記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
神奈川県	神奈川中央交通(株)	(1) 橋本小沢線	2,589.5	
	神奈川中央交通(株)	令和8年度については、令和6年度 事業から土日・祝日の日数による運 行回数等の違いを除き、変更がない ため省略		
	神奈川中央交通(株)			
	小計			
	富士急湘南バス(株)		(4) 新松田西丹沢線	7,532.5
	富士急湘南バス(株)	(5) 新松田小田原線 (西大友・第一生命経由)	1,070.0	
	富士急湘南バス(株)	(6) 新松田小田原線 (下曽我経由)	2,423.0	
	小計		11,025.5	
	神奈川中央交通(株) 相鉄バス(株)	令和8年度については、令和6年度 事業から土日・祝日の日数による運 行回数等の違いを除き、変更がない		
	小計			
合 計			49,953.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」に記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)